

# F A X 送付案内

平成31年2月15日

A 4 1枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599  
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

愛知県において2月13日に発生した豚コレラに係る追加的防疫措置の実施について

平素よりお世話になっております。

愛知県において2月13日に発生した豚コレラに係る追加的防疫措置の実施について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

## 【概要】

- ・確認日:2019年2月14日
- ・発生場所:愛知県田原市
- ・飼養状況:1,179頭(繁殖豚139頭、肥育豚1,040頭)
- ・経緯:
  - (1)愛知県が、2月13日(水)の豚コレラ発生に関連して、移動制限区域内の周辺農場の豚コレラの検査を実施。
  - (2)2月14日(木)、当該農場の飼養豚が豚コレラの疑似患畜であることを確認。

※今回の農場は、2月13日(水)に豚コレラの疑似患畜が確認された愛知県田原市の農場と隣接し、堆肥場や機材、車両等が共通する農場。

## ※豚コレラ(法定伝染病)

豚コレラウイルスにより起こる豚やいのししの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

※豚コレラに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

## <発生予防対策の重要ポイント>

- (ア)人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
  - ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
  - ・人・物の出入りの記録
  - ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底
- (イ)野生動物対策
- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
  - ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
  - ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管